No. 14
昭和42年8月5日発行(毎月5日と20日)
発行　富士市役所
富士市伝法南河原3601の24
編集　市長公室秘書課

広報ふじ 1967

全世帯配布

市民の動き
（7月1日現在）

男	84.992
女	82.743
合計	167.735
世帯数	40.237

新しい住居表示

明春実施へ

○……新しい住居表示を明春1月から実施するため、市庶務課では現在この準備を進めています。計画では、42年、43年度の2年間に吉原、富士の市街地を「街区方式」で新しい町割りを行なっていきます。本年度は富士駅北地区の0.4平方㌔が実施されます。それでは、新しい町づくりはどのようにして行なわれてるかみてみましょう……○

まず、富士地区から
富士本町・銀座町
平垣町・国久など

新しい住居表示を行なうのは、市議会で「市街地」と定められた地域だけです。富士市は、七月臨時市議会で吉原地区の一・二平方㌔、富士地区の〇・四六平方㌔を市街地と定めました。

本年度、新しい住居表示に切り替えるのは、富士地区の平垣町二・三、銀座町の全域と富士本町平垣町一、平垣八幡町、富士中町、水戸島上、柚木、国久、中島新道町の各一部で、面積は〇・四六平方㌔、対象世帯は約一、一〇〇世帯です。

しかし、みなさんのなかには長い間親しんできたいまの町名や区域、地番を変えることに疑問をもっているかたも多いと思います。それでは、なぜ新しい住居表示を行なう必要があるのでしょうか。

わたしたちが住所を表わすのに使用しているのは「富士市〇〇町〇〇番地」という町名と地番だけのものです。これは、住所を表示するために設けられたものではなく、明治四年に土地の所有者から税金を徴収するためにつけられた符号(番地)を使用しているものです。その後、戸籍法の改正で本籍の表示を「番地」と呼ぶようになりました。

このため、住所を表わす番地は順序よくつけられていなく、家をさがしても判りにくかったり、郵便物の遅配や誤配をまねいたりして、わたしたちの日常生活に大きな支障となっています。また地番は分筆や合筆を行なうため、一つの番地に数軒の家があったり、一軒の家に多くの番地があったりして、わかりにくくしています。

とくに、富士市の場合は合併したため、同じ町名や似た町名が多く、いっそう住所の表示を混乱させています。

こうした混乱を解消して、合理的な制度にするため、新しい住居表示が行なわれるわけです。

町名や区域を新しくしていくには、あくまでもわかりやすいものにしなければなりません。しかし、長年親しんできた町名や区域をできるだけ尊重していきます。

市では、座談会や懇談会を数多く開き、みなさんの声をできるだけ取り入れ、住居表示審議会で決めていく方針です。

新しい合理的な"町づくり"を行なうため、みんながこの制度を理解して、協力してくださるようお願いします。

≡ 新住居表示実施区域 ≡

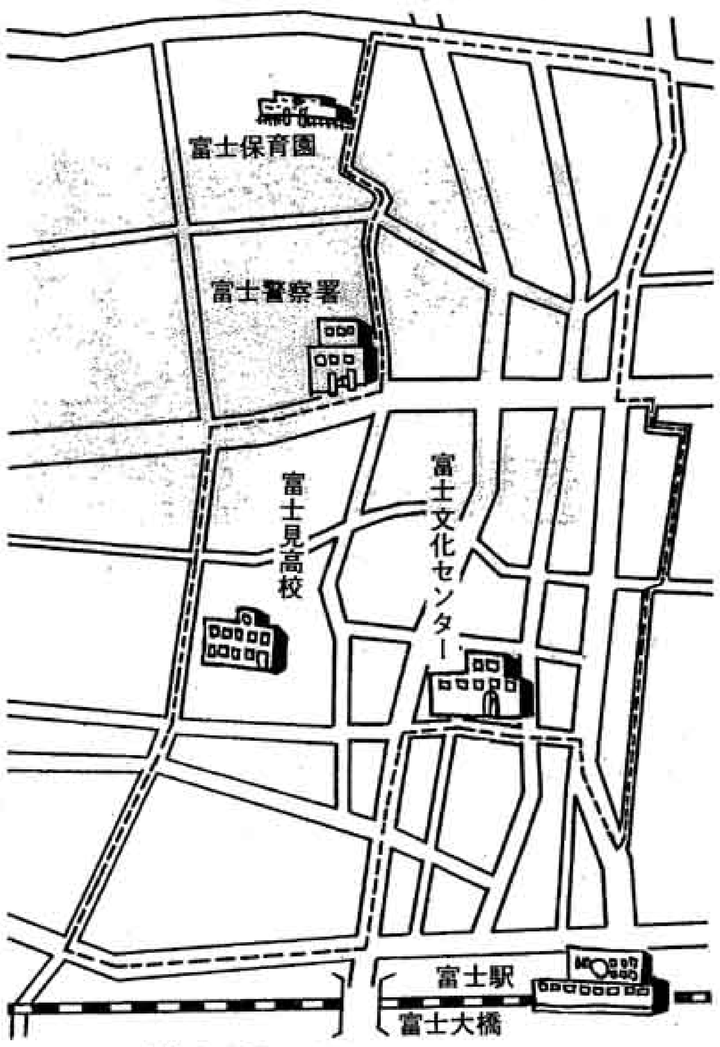

■点線内が新住居表示の実施される区域です

審議会委員も決まる
渡辺武夫市議ら25人

住居表示審議会は市長の諮問機関として設けられました。仕事の内容は住居表示を行なうための基本的な調査と審議、適正な実施を行なうために関係団体との連絡などが主なものです。

審議会の委員は次の人たちです。

■会長　渡辺武夫（市議会議員）
■副会長　山田幸一（国久区長）
■委員
・市議会議員　渡辺春恵　遠藤松吉、佐野晴雄、佐野好夫、植田義之
・公益代表　清駿三（富士警察署）石川正夫（法務局）大草貞男（富士郵便局）多田雄五（富士電報電話局）上之門三郎（東電富士営業所）藤田智策（富士商工会議所）
・知識経験者　（富士工務所会）遠山忠雄、鈴木利光、望月茂
・関係区域代表　加藤五郎（富士商店会連盟会長）井上稔（富士銀座振興会長）伊藤貞一（富士本町区長）井上勇次（平垣町三区長）渡辺喜一（富士仲町区長）大芝定雄（水戸島上区長）
・市職員　漆畑五六（助役）青木武雄（総務部長）渡辺清（民生部長）

（敬称略）

街区方式とは
道路や河川で区切る

新しい住居表示を行なうには、「街区方式」と「道路方式」があります。

富士市の場合は、道路が整然となっていないため、「街区方式」で新らしい住居表示を行なうことになりました。

街区方式は、町の区域を道路、鉄道、その他の恒久的な施設や、河川、水路などを適当な大きさに区切って「街区」をつくり、各街区に一定の順序で街区符号をつけていきます。

次に街区の境界線を一〇㍍から一五㍍くらいに区切り「基礎番号」をつけます。基礎番号も区切った間隔によって一定の順序で番号をつけます。

この基礎番号によって住居番号をつけます。住居番号は、建物などの出入口や通路が接する基礎番号を使用して表示されます。

ですから、現在「富士市〇〇町〇〇番地」と表示していたものが、新しい表示では「富士市〇〇町〇番〇号」と表示されることになります。

なお、吉原地区は昭和四十三年度に新しい町づくりが行なわれます。

実施面積は一・二平方㌔、対象世帯は約二、九〇〇世帯です。区域は東本通り一・二・三、宮町吉原本町一・二・三・四西本通り、伝馬町、西仲町、依田原一・二・三・四、昭和通り、住吉町、幸町、大和町、南町、新通りの全域と新追町、荒田島二、宮川町、緑町、東国窪の一部です。

街区方式の番号のつけかた

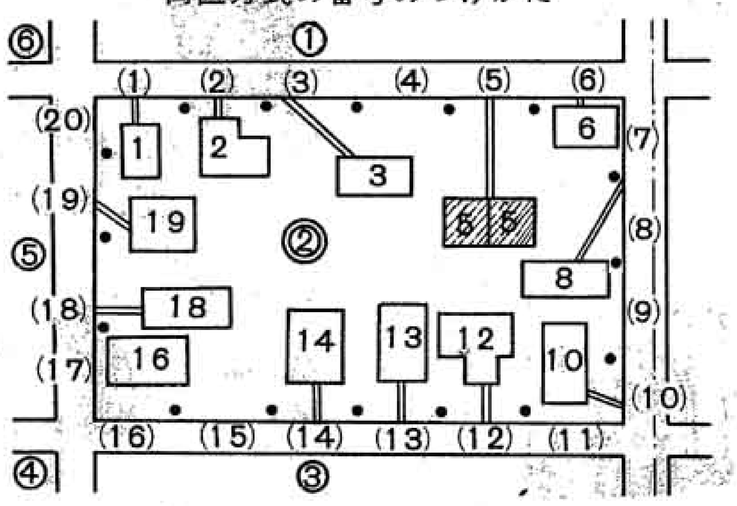

凡例

①!	町界
②!	一〇㍍から一五㍍に区切る
	…街区符号 (1)…基礎番号
	…住居番号

▨の表示は富士市〇〇町二番五号となります。